

捜査と裁判の流れ



警察

捜査の開始

- 事情聴取、被害届の受理
- 証拠品の提出
- 実況見分の立会い

被疑者の特定

※ 証拠に基づき犯人と認められた者を「被疑者」といいます。

任意取調べ (逮捕しない)

逮捕

- 被疑者の逮捕
- 事情聴取
- 証拠品の確認

48時間以内
検察官送致

釈放

検察庁

書類送致

検察官に書類と証拠品を引き渡すこと

身柄送致

検察官に被疑者を書類と証拠品とともに引き渡すこと

24時間以内
勾留請求

釈放

勾留

継続して被疑者の身柄を拘束して捜査すること

最長20日
勾留

- 検察官の事情聴取

検察官の処分決定

不起訴
(裁判にかけない場合)

起訴 (被告人)
(裁判にかける場合)

公判請求

公開の裁判

略取命令請求

書面審査により罰金や料金を命じる裁判

裁判所

公判

判決

略式命令

- 証人出廷

※ 加害者が少年 (20歳未満) の場合は刑事手続きが異なります